

# 組 織 運 営 規 程

## 第 1 章 総 則

(総 則)

第 1 条 一般社団法人宮城県臨床検査技師会（以下「会」という）の組織及び運営は、定款及び細則によるほか、この規程のさだめるところによる。

## 第 2 章 役 員

(理事の定数)

第 2 条 会長及び副会長を含む理事の定数は次のとおりとする。

理 事 14～18 名（会長・副会長 2 名を含む）

(役員を選任)

第 3 条 この会の役員を選任については、別に定める役員選任規程による。

(事務局長)

第 4 条 事務局長は、会長・副会長を補佐し、会の運営及び総務を統括する。

## 第 3 章 理事会及び委員会、顧問

(理 事 会)

第 5 条 この会に、執行機関として、理事会を置く。

2 理事会は、担当する理事をもって当てる。

(委 員 会)

第 6 条 この会の組織運営のため、別表 1 の委員会を置く。

2 委員会は前項のほか、会長が必要と認めた場合、理事会の議決により設けることができる。

3 委員の委嘱は理事会の承認を得て会長が行う。

(顧 問)

第 7 条 この会の円滑な組織運営と強化のため、顧問を置くことができる。

## 第 4 章 部局及び運営

(部 局)

第 8 条 この会に次の部局を置き、部局にそれぞれ当該に定める部門を置く。

総務（庶務・組織・会計・公益事業）・学術（学会・精度管理・研究班・広報）

渉外（渉外・法規）

(総 務)

第 9 条 総務においては、次の事務を行う。

一 定款・細則及び規程に関すること。

二 会務の報告に関すること。

- 三 文書の收受発送に関する事。
- 四 会議及び議事録に関する事。
- 五 会員の名簿に関する事。
- 六 組織強化に関する事。
- 七 その他組織調査に関する事。
- 八 前各号にあげるもののほか、他に属さないもの。

(会 計)

第10条 会計においては、次の事務を行う。

- 一 会計簿の作成及び保持に関する事。
- 二 現金の保管出納に関する事。
- 三 財産の確立に関する事。
- 四 年度収支予算の編集に関する事。
- 五 収支予算書の作成に関する事。
- 六 物品に関する事。
- 七 その他会計に関する事。

(公益事業)

第11条 公益事業においては、次の事務を行う。

- 一 公益事業に関する事。
- 二 その他公益事業に関する事。

(学 術)

第12条 学術においては、次の事務を行う。

- 一 学会開催及び運営に関する事。
- 二 その他学会に関する事。
- 三 研究班に関する事。
- 四 精度管理・調査に関する事。
- 五 講習会及び研修会に関する事。
- 六 その他学術・研究班・精度管理に関する事。

(広 報)

第13条 広報においては、次の事務を行う。

- 一 広報の編集及び発行に関する事。
- 二 編集委員会に関する事。
- 三 その他広報に関する事。

(渉外・法規)

第14条 渉外においては、次の事務を行う。

- 一 啓蒙宣伝に関すること。
- 二 検査技師法等に関すること。
- 三 その他渉外・法規に関すること。

(補 則)

第15条 この規程は、理事会の議を経なければ変更することは出来ない。

(付 則)

第16条 この規程は、昭和63年10月27日制定

平成元年4月1日から施行する。

平成2年6月16日字句一部修正。

平成17年7月9日字句一部修正

平成18年9月29日改定

平成26年2月12日改定

平成30年10月19日改定

#### 別表1 委員会

役員推薦委員会	主管 総務
表彰委員会	主管 総務
精度管理委員会	主管 学術
編集委員会	主管 学術

#### 別表2 理事選出区分

県北 2名以上

県南 1名以上

他は 仙台地区とする。